

特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会定款 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿二丁目××番××号 △△ビル2階215号室に置く。

（目的）

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、河川の環境改善のためのゴミ収集をはじめとした定期的な清掃、河川に関する生態・水質等の調査研究、地域や学校での講演会や見学会の開催による環境教育、河川をはじめとした自然保護の普及啓発に関する事業を行い、地域の生活環境と自然環境の改善に努めることで、人と自然の調和がとれた環境社会づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 河川の定期的清掃事業
- (2) 地域や学校での講演会や見学会の開催による環境教育事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 寄附された物品の販売事業
- (2) ホームページへの広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

留意事項

<第1章>法人の総則に関する事項は、必要的記載事項です。

<第1条>（法第11条第1項第2号）※登記事項

(1)名称に法令上の制限はありませんが、国や自治体の機関等と誤認するおそれのある名称、特定の個人や企業等団体の名称を用いることは、特定非営利活動法人の名称として不相当です。また、他の法律で使用が禁止されている名称もあります。

なお、登記上名称に使用できない文字や記号もありますのでご注意ください。

(2)英文名や略称を付ける場合は、次のように表記します。

また、英文名を□□□□といい、略称を〇〇会とする。

<第2条>（法第11条第1項第4号）※登記事項

(1)住居表示どおりに町名地番（ビル名、部屋番号等）までの記載をすることが適当です。

(2)活動拠点を「主たる事務所」とし、それ以外の事務所を「その他の事務所」として、その全てを記載してください（他の道府県又は海外にその他の事務所がある場合も含まれます。）。

(3)その他の事務所がある場合は、次のように表記します。

2 この法人は、その他の事務所を〇〇県××市△△町×番×号に置く。

(4)法人の事務所には定款や財産目録を備え置く必要があります。（法第14条及び第28条）また、閲覧の請求があった場合、正当な理由がない限り閲覧させなければなりません。

したがって、これらに対応できない場所は、事務所にはできません。

<第3条>（法第11条第1項第1号）※登記事項

(1)特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、目的には、①受益対象者の範囲、②主要な事業、③法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるよう記載してください。

(2)専門用語や一般的でない表現等は、平易な表現に置き換えたり、専門用語の後に括弧書きで解説を加えるなどしてください。

(3)会員などの構成員相互の利益を目的とすることは、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」という特定非営利活動法人の目的とは認められません。

<第4条>（法第11条第1項第3号）※登記事項

法第2条第1項別表（156頁参照）に掲げる活動の種類について、該当するものを1つ以上選択して法の表記どおりに記載します。

<第5条第1項及び第2項>（法第11条第1項第3号及び第11号）※登記事項

(1)法人が行う事業の名称を記載してください。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければなりません。（法第5条第2項）また、定款に記載のない事業を行うことはできません。

(2)特定非営利活動に係る事業を行う場合でも、事業収益を得ることは可能です。

なお、特定非営利活動に係る事業であっても、税法上の収益事業に該当する場合は、課税対象となります。

(3)「(3)その他目的を達成するために必要な事業」とは、単年度限りの事業や試験的に実施する事業を指します。2年以上継続して同一の事業を行う場合は、定款を変更して事業項目を追加する必要があります。

(4)2事業年度以内に行う見通しの立つ事業を記載してください。現時点で見通しの立たない事業は、定款には記載せず、実際に事業の実施が具体化した時点で定款変更の認証申請を行い、事業を追加してください。

<第5条第2項及び第3項>

(1)「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業を経済的に補うための収益事業、会員間の相互扶助のための共益的な事業などを指します。

なお、「その他の事業」は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うことができます（法第5条第1項）。

(2)「その他の事業」を行わない場合は、第2項及び第3項の記載は不要です。

第2章 会 員

（種 別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

（種別及び定数）

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

留意事項

<第2章>社員の資格の得喪に関する事項は、必要的記載事項です。（法第11条第1項第5号）

<第6条>

会員の名称や種類は自由に設定できますが、どの会員種別が法上の社員に当たるのかを明確にする必要があります。

なお、法上の社員とは、総会で議決権を有する者のことで、法人と雇用関係にある者（従業員）のことではありません。

<第7条>

社員に当たる会員の資格の取得に関して不当な条件を設けてはなりません。（法第2条第2項第1号イ）

<第8条>

記載例に加えて、「入会金及び会費は返還しない。」と規定することは可能です。

なお、入会金及び会費の設定をしない場合は、記載は不要です。

<第9条>

社員にあたる会員の資格の喪失に関して不当な条件を設けてはなりません。（法第2条第2項第1号イ）

<第10条>

退会は任意にできることを規定してください。（法第2条第2項第1号イ）

<第11条>

除名は、法人の一方的な意思で会員の資格を失わせるものですので、手続を慎重に行う必要があります。したがって、会員の除名は総会の議決事項とし、除名されようとする者に弁明の機会を与えることが適当です。

<第3章>役員に関する事項は、必要的記載事項です。（法第11条第1項第6号）

<第12条>

(1)第1項…法上の定数（理事3人以上、監事1人以上）を満たしていれば、定数の設定は自由です。（法第15条）

なお、役員の数数は、「〇〇人」とすることもできます。

(2)第2項…ここに役職を設けた場合は、定款第13条の「選任等」と第14条の「職務」にもその役職についてそれぞれ記載します。

（選任等）

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

<第13条>

- (1)第1項…役員を選任を理事会の議決事項とすることもできます。また、必ずしも会員の中から選任しなくても構いません。
- (2)第3項…理事及び監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人役員に加えることができます。(法第21条)
- (3)第4項…(法第20条)
- (4)第5項…(法第19条)

.....
<第14条>

- (1)定款第12条で設けた役職について、その役職がどのような職務を行うのか、役職ごとに違いが分かるように記載してください。
- (2)第1項及び第2項…「理事長は、法人の業務について法人を代表する。」旨の記載をした場合は、理事長のみが代表権を持つことになります。(法第16条)
理事長以外の理事が代表権を有しないことについて、この条文で明確にします。
理事全員が法人を代表する場合には、「理事全員は、この法人を代表する。」というような記載をします。この場合において事務の取りまとめ役として理事長を置く場合には、第2項を「理事長は、会の業務を総理する。」とすることもできます。
- (3)第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって」の記載は必要ありません。
- (4)第5項…監事の職務は法定されていますので、この記載例から職務を減らすことはできませんが、「理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。」など法定の職務に追加することは可能です。(法第18条)

.....
<第15条>

- (1)役員任期は、2年を超えない範囲において、定款で定めなければなりません。(法第24条第1項)
- (2)法人運営の円滑化を図るため、定款第13条第1項において役員全員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、定款第15条第3項として伸長規定を置くことができます。(法第24条第2項)任期の短縮についても併せて定める場合は、左頁第15条第2項と第3項の間に、次のように規定します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 |
|---|

- (3)第3項…前任者は、臨時的に役員職務を行うものであり、総会の招集などの権限は行使できません。このため、速やかに後任者を選任する必要があります。

.....
<第16条> (法第22条)

定数とは、定款第12条で定めた役員の人数をいいます。

.....
<第17条>

理事の解任を理事会の議決事項とすることもできます。ただし、監事の解任については、理事や法人の業務を監査するという監事の職務の性質上(法第18条)、総会の議決事項とすることが適当です。

（報酬等）

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

（種 別）

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

<第18条第1項>（法第2条第2項第1号ロ）

<第4章>会議に関する事項は、必要的記載事項です。（法第11条第1項第7号）

<第19条>（法第14条の2及び第14条の3）

<第20条>

定款第6条において、「法上の社員」と位置付けた会員を総会の構成員として規定します。

<第21条>

定款の個別の条文で総会の議決事項として規定しているものは、全てここに列挙して記載してください。総会は法人の最高の意思決定機関ですので、総会の議決事項が何かをこの条文で明確にします。（法第14条の5）

総会の法定議決事項は、次の項目です。

- ①定款の変更（法第25条第1項）
- ②解散（法第31条第1項第1号）
- ③合併（法第34条第1項）

<第22条>

(1)第1項…通常総会は、毎年1回以上開催しなければなりません。（法第14条の2）

「通常総会は、事業年度終了後○月以内に毎年1回開催する。」というように、開催時期を規定することも可能です。

(2)第2項第1号…（法第14条の3第1項）

(3)第2項第2号…（法第14条の3第2項）

<第23条>

(1)総会の招集の方法については、定款で定めなければならず、また、総会の招集の通知は少なくとも5日以上前に行うことを規定してください。（法第14条の4）

(2)全ての社員が必ずしも電磁的方法に対応できるとは限りませんので、「招集の通知は、電磁的方法のみとする。」と規定することは不適當です。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

留意事項

<第26条>

あらかじめ通知しない事項について緊急の議題とする場合には、第1項に次のように規定する必要があります。(法第14条の6)

ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

<第27条>

(1)第1項及び第2項…(法第14条の7)

(2)第2項…「電磁的方法」とは、次の方法を指します。いずれも受信者が記録を書面に出力できるものであることが必要です。(特定非営利活動促進法施行規則第1条)

- ①電子メールの送信による方法
- ②ウェブサイトへの書込みによる方法
- ③磁気ディスクやCD-ROM等の記録媒体を使用する方法

第2項のように規定することで、総会に欠席する場合に書面若しくは電磁的方法を用いて賛否を事前に表明することや他の正会員に賛否を一任(委任)することができます。

(3)第4項…(法第14条の8)

(4)定款に記載がなくても、オンライン会議を行うことができますが、記載する場合には定款第27条第4項に次のように規定します。

- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

<第28条>

定款第27条において、オンライン会議について規定した場合には、第28条第1項第2号において、次のように規定します。

- (2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

<第29条>

理事会を置く場合は、理事会に関する規定を総会の規定と同様に定めることが必要です。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

留意事項

<第30条>

理事会に関する権能については、「定款に別に定める事項」以外のものを規定するため、他の条文で理事会の議決としている項目を改めて掲載する必要はありません。

<第31条>

定款第14条第5項第5号の監事の職務に「理事会の招集を請求すること。」と規定を追加した場合は、この条文に(3)として次の規定を置いてください。

(3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

<第5章>資産に関する事項は、必要的記載事項です。(法第11条第1項第8号)

<第38条>

定款第5条に掲げた事業の種類に合わせて記載します。特定非営利活動に係る事業に関する事業のみの場合は、次のように規定してください。

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

<第6章>会計に関する事項は、必要的記載事項です。(法第11条第1項第9号)

<第40条>

「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則及び継続性の原則をいいます。

<第41条>

定款第5条に掲げた事業の種類に合わせて記載します。特定非営利活動に係る事業に関する事業のみの場合は、次のように規定してください。(法第5条第2項)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

<第42条>事業年度は、必要的記載事項です。(法第11条第1項第10号)

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

＜第46条＞(1)平成24年の法改正により、従来の収支計算書が活動計算書（1年で正味財産がどれだけ増減したかを、その原因の面から表すもの）に変更になりました。

(2)毎事業年度終了後、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録を作成し、全ての事務所に備え置き、請求があったときは閲覧させなければなりません。また、3か月以内に所轄庁に提出しなければなりません。（法第28条、第29条）

(3)第2項…構成員（役員、会員等）に剰余金を分配することは認められませんので、剰余金の扱いを明確にするために規定してください。（法第2条第2項第1号）

＜第7章＞定款の変更と解散に関する事項は、必要的記載事項です。（法第11条第1項第12号及び第13号）

＜第48条＞

(1)法第25条第3項に規定する事項に係る変更は、所轄庁の認証を受けたときに効力を生じます。総会で議決しただけでは効力を生じません。また、定款の変更の際には、原則として、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となります。（法第25条第2項）

(2)法第25条第3項に規定する事項は、10項目に限定されています。認証を受ける必要がある定款の変更事項を明確にしておきたい場合は、第1項に次のように規定してください。

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10)定款の変更に関する事項

＜第49条＞

(1)第1項…（法第31条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号）

(2)第1項第3号…定款第6条の会員の種別で法上の社員と位置付けた会員を記載します。

(3)第2項…解散の決議には、原則として社員総数の4分の3以上の議決が必要となります。（法第31条の2）

(4)第3項…（法第31条第2項）

＜第50条＞（法第11条第3項、第32条）

(1)残余財産を譲渡できる相手は、法の規定により次の者に限られます。

①他の特定非営利活動法人、②国、③地方公共団体、④公益社団法人、⑤公益財団法人、⑥学校法人、⑦社会福祉法人、⑧更生保護法人

(2)帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなります。

＜第51条＞

合併の決議には、原則として社員総数の4分の3以上の議決が必要となります。（法第34条）

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

（細 則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	東 京	太 郎
副理事長	新 宿	一 郎
副理事長	多 摩	花 子
理 事	渋 谷	次 郎
監 事	江 戸	都 子
監 事	日 野	三 郎（火野 三郎）

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体） 5,000円 賛助会員（個人・団体） 10,000円

(2) 年会費 正会員（個人・団体） 12,000円 賛助会員（個人・団体） 1口24,000円

（1口以上）

留意事項

<第8章>公告の方法は、必要的記載事項です。(法第11条第1項第14号)

.....
<第52条>(法第28条の2第1項、第31条の10第4項及び第31条の12第4項)

(1)「公告」とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。以下の場合については、官報に掲載することが必須です。

- ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告
- ②清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告

(2)平成29年の法改正により、NPO法人は、毎事業年度、次の①～④のうち定款で定める方法により貸借対照表を公告することが義務付けられました。(54頁参照)

- ①官報に掲載する方法(第1号)
- ②日刊新聞紙に掲載する方法(第2号)
- ③電子公告(第3号)
- ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法(第4号)

「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と規定している場合(第52条のようなただし書きがない場合)は、貸借対照表についても掲示場への掲示と官報への掲載が必要になります。

.....
<附則>

(1)附則は、法人として成立する時点(設立当初)で決まっていなければならない事項を定めたものです。原則として、一度規定した附則の削除・変更はできません。また、設立当初の附則は、設立総会の議決内容と整合するようにしてください。

(2)附則2…設立当初の役員は、定款に記載することと法定されています。(法第11条第2項)日本語の文字(漢字、ひらがな、カタカナ)以外の文字で氏名を記載する場合は、括弧書きでフリガナを記載してください。

(3)附則3…設立当初の役員の任期は2年以内とすることが必要です。
設立当初の役員の任期の末日を2年以内で事業年度終了日より2～3月後にずらすことにより、役員の不在(役員の選任漏れや任期切れ)を防ぐことができます。

(4)附則6…設立当初の入会金及び会費の額については、設立総会で決定し、附則に会員種別ごとに記載します。

【定款の変更をする場合の改正附則に関する注意点】

(1)定款の変更をした場合は、現行附則の下に次のように改正附則を追加し、施行日(所轄庁の認証が必要となる場合は認証書が法人に到達した日以降で法人が定めた日付、所轄庁への届出で足りる場合は総会で定めた変更日)を記載します。

附 則
この定款は、令和 年 月 日から施行する。

(2)事業年度の変更に係る定款の変更をした場合は、現行附則の下に施行日及び施行日を含む事業年度について、次のように記載します。

附 則
1 この定款は、令和 年 月 日から施行する。
2 第42条の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日から始まる令和〇年度の事業年度は令和〇年〇月〇日までとする。